

豊田都市計画 用途地域の変更

みょうちや わ た やま
(明知八和田山地区)

理 由 書

理由書

みょうちやわたやま 【明知八和田山地区】

1 変更の概要

主な変更は以下のとおりです。

変更前後	種類	容積率	建蔽率	高さの制限	備考
変更前	未指定	200%	60%	—	最終告示日
	工業専用地域	200%	60%	—	平成29年6月22日
変更後	工業専用地域	200%	60%	—	
	未指定	200%	60%	—	市街化調整区域

2 当該都市計画の都市の将来像における位置づけ

豊田都市計画区域マスタープラン（愛知県：平成30年度改定予定）の区域区分の方針の基本方針において、「市街化区域と市街化調整区域の境界とした地形、地物などが変化した場合には、必要に応じて区域区分の変更を行います。」（p. 豊田-22参照）としています。

3 当該都市計画の必要性

当該地区は、用途地域の境界を旧道路の中心線としていましたが、都市計画道路の整備により、境界とした道路等が廃止されたことに伴い、用途地域の境界を都市計画道路の中心線に指定するものです。

4 当該都市計画の妥当性

当該地区は、上記理由により適切な用途地域の配置とするため、0.4haを市街化区域への編入と併せて工業専用地域に指定し、0.1haを市街化調整区域への編入と併せて未指定とします。